

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【公開番号】特開2005-275029(P2005-275029A)

【公開日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2005-039

【出願番号】特願2004-88715(P2004-88715)

【国際特許分類】

G 02 B 5/08 (2006.01)

G 02 B 5/04 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/08 A

G 02 B 5/04 G

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月27日(2007.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

銀を材料とする反射膜と、

この反射膜に積層された酸化クロムを材料とする保護膜と
を備えていることを特徴とする裏面反射鏡。

【請求項2】

前記保護膜の膜圧が10～300nmであることを特徴とする請求項1記載の裏面反射鏡。

【請求項3】

前記保護膜の膜圧が50～200nmであることを特徴とする請求項1記載の裏面反射鏡。

【請求項4】

前記反射膜は基板上に積層され、

前記基板と前記反射膜との間に、第1の中間層と第2の中間層とが形成されていることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項記載の裏面反射鏡。

【請求項5】

前記基板は、ガラス基板またはプラスチック基板であることを特徴とする請求項4記載の裏面反射鏡。

【請求項6】

前記基板と前記基板上に積層された全ての膜とを覆う第2の保護膜が形成されていることを特徴とする請求項4又は5に記載の裏面反射鏡。

【請求項7】

前記第2の保護膜は、エポキシ樹脂を材料とすることを特徴とする請求項6記載の裏面反射鏡。

【請求項8】

前記第2の保護膜は、銅を材料とすることを特徴とする請求項6記載の裏面反射鏡。

【請求項9】

前記反射膜は透明なプラスチック基板上に積層され、

このプラスチック基板と前記反射膜との間に、一酸化珪素を材料とする第1の中間層と酸化アルミニウムを材料とする第2の中間層とが形成され、

前記プラスチック基板の上に前記第1の中間層が位置し、前記第1の中間層の上に前記第2の中間層が位置し、前記第2の中間層の上に前記反射膜が位置していることを特徴とする請求項1～8のいずれか1項記載の裏面反射鏡。

【請求項10】

請求項1～9のいずれか1項記載の裏面反射鏡を備えていることを特徴とするペンタプリズム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項4記載の発明は、請求項1～3のいずれか1項記載の裏面反射鏡において、前記反射膜は基板上に積層され、前記基板と前記反射膜との間に、第1の中間層と第2の中間層とが形成されていることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項5記載の発明は、請求項4記載の裏面反射鏡において、前記基板は、ガラス基板またはプラスチック基板であることを特徴とする。

請求項6記載の発明は、請求項4又は5に記載の裏面反射鏡において、前記基板と前記基板上に積層された全ての膜とを覆う第2の保護膜が形成されていることを特徴とする。

請求項7記載の発明は、請求項6記載の裏面反射鏡において、前記第2の保護膜は、エポキシ樹脂を材料とすることを特徴とする。

請求項8記載の発明は、請求項6記載の裏面反射鏡において、前記第2の保護膜は、銅を材料とすることを特徴とする。

請求項9記載の発明は、請求項1～8のいずれか1項記載の裏面反射鏡において、前記反射膜は透明なプラスチック基板上に積層され、このプラスチック基板と前記反射膜との間に、一酸化珪素を材料とする第1の中間層と酸化アルミニウムを材料とする第2の中間層とが形成され、前記プラスチック基板の上に前記第1の中間層が位置し、前記第1の中間層の上に前記第2の中間層が位置し、前記第2の中間層の上に前記反射膜が位置していることを特徴とする。

請求項10記載の発明は、請求項1～9のいずれか1項記載の裏面反射鏡を備えていることを特徴とするペンタプリズム。